

所得税・市県民税

申告・納税の受付は

3月17日まで

平成19年分所得税の確定申告と納税、平成20年度個人市県民税の申告受付期間は、2月18日から3月17日まで(土・日曜を除く)です。期限間近は窓口が混雑しますので、申告はできるだけ早めに済ませてください。申告書は、郵送等でも受け付けます。

所得税

申告は西宮税務署へ

所得税では、納税者が1年間の所得金額と税額を正しく計算して申告と納税を行う「申告納税制度」が採られています。次の条件に該当する人は、昨年中の所得金額と税額を計算し、3月17日までに西宮税務署へ申告と納税をしてください(納付書は税務署、金融機関にあります)。

医療費控除などは 還付申告を

給与所得者や公的年金等の受給者など所得税を源泉徴収された人で、医療費控除や住宅借入金等特別控除などを受ける人、退職して年末調整を受けていない人は確定申告をする。税金が還付される場合があります。還付申告(2月17日以前でも受付)は、確定申告の手引きなどを参考に簡単に記入できます。

事業所得など 申告は「青色」で

事業所得や不動産所得のある人は、青色申告をすることにより、様々な特典を受けることができます。3月17日までに「所得税の青色申告承認申請書」を提出すると、平成20年分以降の確定申告を青色申告することができます。

消費税

申告・納税は 3月31日まで

事業所得や不動産所得がある人で、平成17年分の課税売上高が1000万円を超える人、課

問合せ先・申告書郵送のあて先

《所得税について》

- ◆西宮税務署個人課税部門 (〒662-8585 江上町3-35 ☎0798・34・3930)
◆税務相談室西宮分室 (0798・23・0089)
◆タックスアンサー…自動音声・FAXによる回答 (078・321・1144 ホームページ http://www.nta.go.jp/taxanswer/)
《市県民税について》
◆市役所市民税グループ (〒662-8567 六湛寺町10-3 ☎0798・35・3267)

市県民税

申告は市民税グループ、各支所へ

市は、市民税グループ、各支所で平成20年度の個人市県民税申告および市県民税の住宅ローン控除の申告を受け付けます。日程は下表のとおり。

《市県民税の申告》

- ①平成20年1月1日現在、市内在住者で次の条件に該当する人は、市県民税の申告をしてください(所得税の確定申告をする人は、この申告をする必要はありません)。申告の際は、国民年金などの領収書を持参してください。
②国民年金保険料の納付額等は、西宮社会保険事務所(0798・33・1285)へお問い合わせください。
③昨年中の合計所得金額が33万円を超える人
④給与所得者で、(ア)勤務先から給与支払報告書が提出されない人、(イ)昨年中

障害者控除の 申告について

身体障害者手帳の交付を受けている人や、介護保険の要介護認定を受けていて、市から「障害者控除対象者認定書」の交付

所得税の申告書

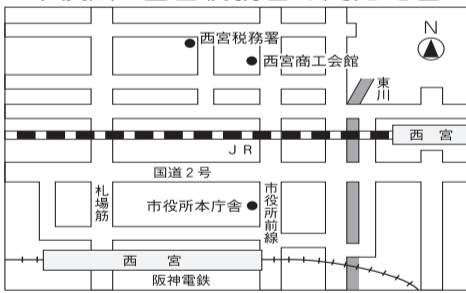
郵送でも受け付けます



確定申告期間中、所得税の申告書は郵送でも提出できますのでご利用ください。

◇提出方法 申告書に必ず住

市役所・西宮税務署の周辺地図



●●● 受付会場 ●●●

市県民税申告および住宅ローン控除の申告

Table with columns: 会場, 開設期間 (土・日曜、祝日を除く), 受付時間. Lists various office locations and their respective tax filing periods.

《市県民税の住宅ローン 控除も申告が必要です》

平成11年から18年末までに入居し、所得税の住宅借入金等特別控除(以下住宅ローン控除)という)を受けている人で、所得税から控除しきれなかった額がある場合(次の「ア」または「イ」に該当する人)は、毎年の申告により翌年度の市県民税から控除できます。

軽自動車税

廃車手続きなどは3月中旬

軽自動車税は、4月1日現在で、原動機付自転車や軽自動車等を所有している人に1年分の税金がかかります。すでに所有していないのに廃車や譲渡の手続きをしていない人は、3月中旬に手続きを済ませてください。

固定資産税 都市計画税 (第4期分)

納期限 2月29日

市税は必ず納期限までに納付してください。納付には便利な口座振替のご利用を。問合せは課税については資産税グループ(0798・35・3269)、納税については納税グループ(0798・35・3287)へ